

水道法の改正に伴うコンサルタント活用業務のご提案

— 水道の基盤強化を図るための計画策定や情報整備 —

はじめに

厚生労働省は、平成25年3月に『新水道ビジョン』を策定し、アセットマネジメント手法を活用した老朽化施設の適切な更新及び地震対策の取り組みの推進を求めています。加えて水道事業の基盤強化を図るべく、平成28年11月に報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」をとりまとめ、この報告書を踏まえ、平成30年12月に水道法が改正されました。改正水道法では、「人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる」としており、今後は改正水道法に基づき、計画や情報整備を図る必要があります。

1. 水道法改正の概要

水道は普及が進み、インフラとして重要な役割を果たしてきましたが、老朽化の進行、耐震化の遅れ、小規模事業者が多く経営基盤が脆弱、計画的更新のための資金不足等の課題を抱えています。これらの課題を解決するための水道法改正では主に以下の事項が改正されました。

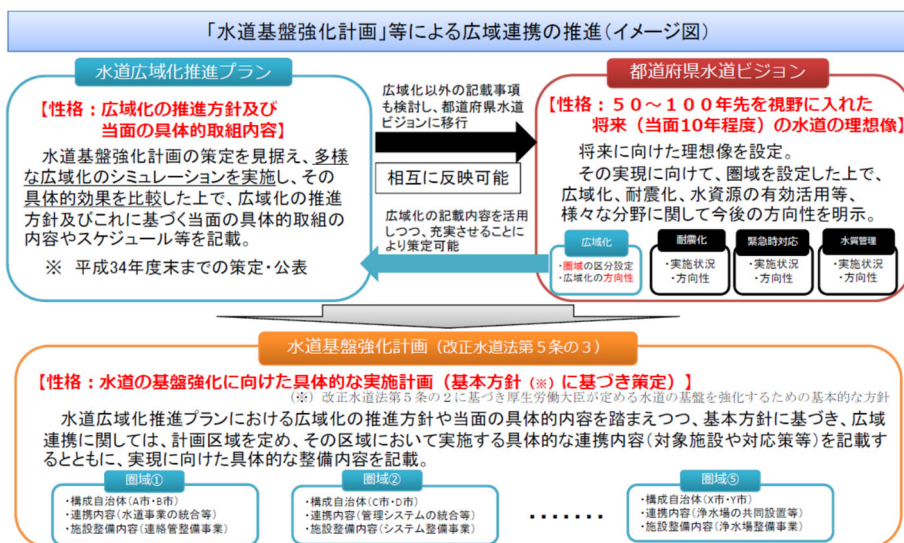
- (1) 関係者の責務の明確化：水道事業者等は事業の基盤強化を図る【努力義務】
- (2) 広域連携の推進：都道府県による水道基盤強化計画の策定、広域的連携等推進協議会の設置【計画等の規定】
- (3) 適切な資産管理の推進：水道事業者等による維持・修繕、水道施設台帳の作成・保管【義務】
水道施設の計画的更新と事業の収支見通しの作成・公表【努力義務】
- (4) 官民連携の推進：地方公共団体が水道事業者としての責務を有しつつ、国の認可を受けただうえて水道施設に関するコンセッションを実施可能【導入】
- (5) 指定給水装置工事業者制度の改善：指定給水装置工事業者の指定更新制【導入】

2. 広域連携推進のための計画策定（水道広域化プラン・水道基盤強化計画）

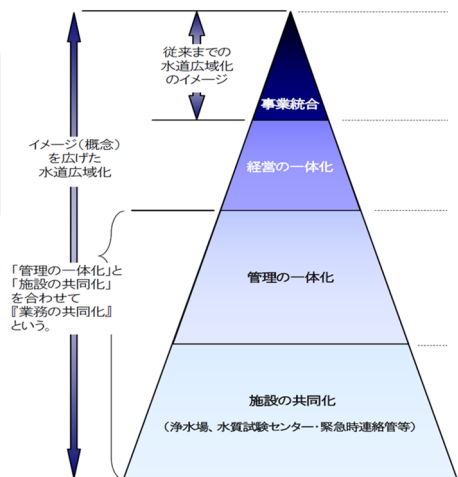
水道事業は主に市町村が経営しており、小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多く、施設や経営の効率化・基盤強化が課題となっています。このため、水道法改正では、広域連携の推進を掲げ、都道府県が主体となり広域連携推進のための「水道基盤強化計画」の策定と、広域的連携等推進協議会の設置ができるようになりました。

また、これにあわせて、総務省では平成31年1月に「水道広域化プラン」の策定（2022年末まで）を要請しています。

水コン協は、これら計画策定や都道府県からの要請に基づく各市町村におけるシミュレーション等の情報整備の支援を行うことができます。



出典：厚生労働省



出典：（公社）日本水道協会

図-1. 水道基盤強化計画と関連計画の関係性

図-2. 水道広域化のイメージ

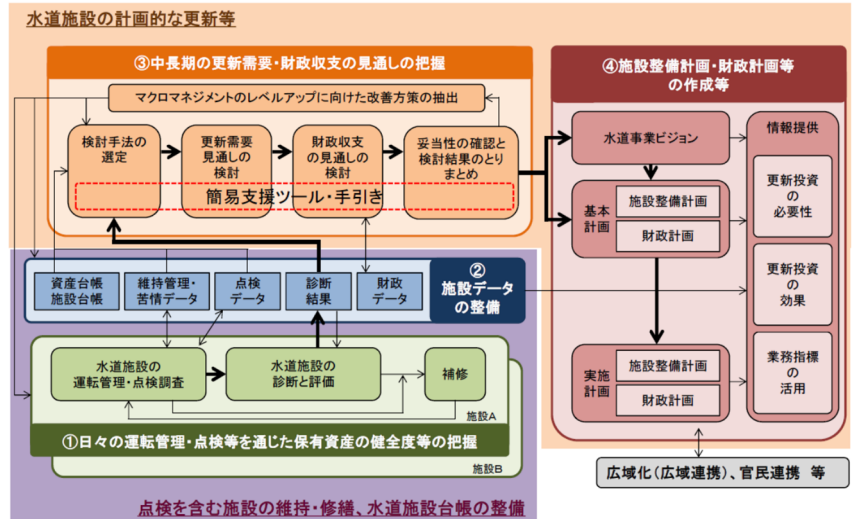
3. 資産管理のための台帳・計画策定（水道施設台帳・アセットマネジメント等）

水道施設の多くは高度経済成長期に整備されており、近年老朽化が課題となっています。

水道の安定供給を維持するため、水道法改正では、水道施設を管理するための「水道施設台帳」の整備が義務付けられました。また、施設の維持及び修繕が義務化されるとともに、長期的観点から、水道施設の計画的な更新と30年以上の期間を定めた財政収支見通しの作成と公表に努めることとされています。

水コン協には、これまで水道施設の計画・設計を行ってきたノウハウがあり、台帳整備・計画策定を支援します。

アセットマネジメントの実施サイクルによる適切な資産管理の推進



出典：厚生労働省

図-3. アセットマネジメント活用による資産管理

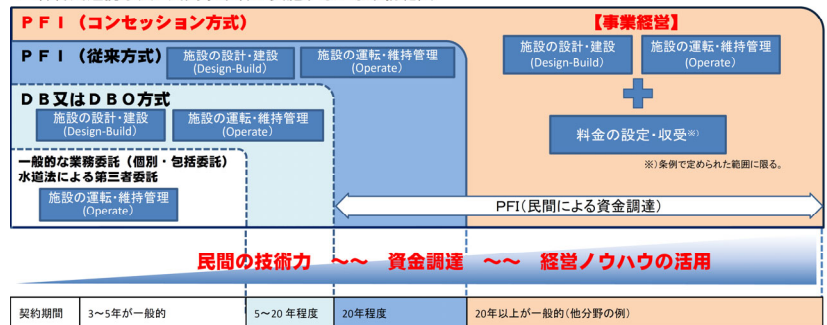
4. 官民連携推進のための支援（PPPにおけるアドバイザー/プレイヤー参画）

人口減少社会が到来し、経営状況が悪化する中で、老朽化する水道施設更新を行わなければならないなど、水道事業を取り巻く事業環境は厳しさを増しています。このため、水道の基盤強化の一つの方策である官民連携（PPP）について、市町村等が水道事業者等としての位置づけを維持しながら、多様な官民連携手法を選択できるようになりました。

水コン協は、水道サービスの担い手として、民側プレイヤーとして技術力で貢献します。

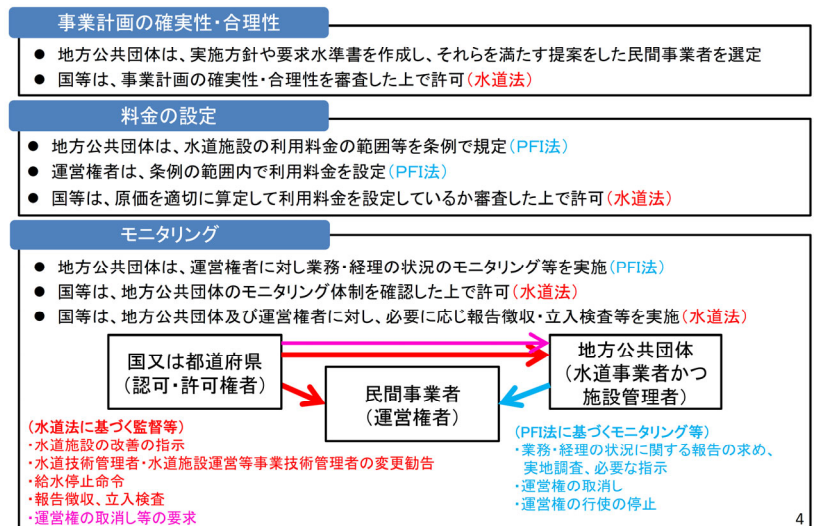
また、コンセッション方式をはじめとする官民連携手法を導入するためには、手法の検討、手続きに必要な合意形成事務手続きの実施、（必要に応じて）認可取得等様々な手続きが必要となります。これらのアドバイザーなど官民連携推進のための支援を行います。

■各官民連携手法と民間事業者の実施する主な業務範囲



出典：厚生労働省

図-4. 多様な官民連携手法



出典：厚生労働省

図-5. 水道施設運営権者に対する国等の関与



Association of Water and Sewage Works Consultants Japan
公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会（通称：水コン協 AWSCJ）

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里五丁目2番8号 スズヨシビル7階
TEL：03（6806）5751 FAX：03（6806）5753 <https://www.suikon.or.jp>

豊かな地球 水のある暮らし — 私たちの原点です

令和2年7月作成